○農林水産省令第二十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第四条第一項（第五条において準用する場合を含む。）、第九条第五項、第十条第一項、第十四条第一項（同法第十七条第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）、第十九条第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第四十一条第一項、第四十三条第一項（同法第四十五条第二項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十四条、第六十九条第一項及び第七十五条並びに日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第六条第五項（同令第十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

農林水産大臣　野上浩太郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十四条　法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。 一～五　（略） （公聴会） **第十六条**　法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） （格付の表示） **第二十六条**　法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。 一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。 イ～ハ　（略） ニ　登録認証機関又は登録外国認証機関が認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。） 二　（略）	**第十四条**　法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。 一～五　（略） （公聴会） **第十六条**　法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を農林水産大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） （格付の表示） **第二十六条**　法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。 一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。 イ～ハ　（略） ニ　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物（令第十七条第二号に規定する畜産物をいう。以下同じ。）の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。）に係る認証にあっては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。） 二　（略）